資料２

パブリック・コメントへの対応について

１ パブリック・コメントの概要

対象者	県民
実施時期	令和６年 12 月 27 日から令和７年１月 27 日まで
閲覧に供した資料	・かごしま子ども未来プラン２０２５（素案）の概要 ・かごしま子ども未来プラン２０２５（素案）
閲覧場所等	子ども政策課，県政情報センター，地域振興局・支庁・離島事務所 県ホームページ
意見の提出方法	郵送，ファックス，電子メール
意見の件数（提出者数）	意見の件数：138 件，提出者数：33 人（団体を含む。） 〔内訳：県内 124 件（30 人），県外 14 件（３人）〕

※県外からの意見については，「県パブリック・コメント制度実施要綱」第２条に基づき，パブリック・コメント以外の意見とする。

２　プランに反映した意見の件数・内容と県の考え方

（１）プランに反映した意見の件数（52 件）

反映した意見の件数の内訳	・いただいた意見を考慮し，素案を修正・追加したもの：17 件 ・いただいた意見の要旨が，素案の内容に包含されていたもの：35 件

（２）プランに反映した意見の内容と県の考え方

別添のとおり

（３）その他

・対象ページを示さずいただいた意見や，今後の事業展開に関する要望などについても，全て担当部局と共有しています。

・パブリック・コメントに対する県の考え方については，計画の決定後に県ホームページで公表することとしています。

番号	素案のページ	項　目（第〇章１(1)等）	意見	対応	素案記載済	素案修正
1	130	第５章２（２）⑤ア	増え続ける不登校児の対応や子ども食堂の拡大等については、子どもの居場所づくりの面からも今後も実施団体に対する強力な後押しをしてほしい。	いただいた御意見については，「第５章４-(8)-①不登校・引きこもり等の子ども・若者への支援」，「第５章４-(5)-①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」に記載しています。（プランＰ202～203，Ｐ211） 不登校やひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者のための総合相談窓口として，かごしま子ども・若者総合相談センター及びひきこもり地域支援センターを運営するとともに，子ども・若者支援地域協議会の開催等により，関係機関・民間団体が連携・協力した取組を進めるように支援しています。 また，県内各地域における子ども・若者への相談支援体制の拡充を図るため，子ども・若者への相談対応や居場所の運営に取り組むＮＰＯ等の民間団体の活動に要する経費を助成するとともに，かごしま子ども・若者総合相談センターや他の相談機関等との連携体制の構築を支援するための研修会を実施しています。 子ども食堂への支援については，子ども食堂のさらなる普及促進を図るために，子ども食堂の新規開設のきっかけづくりのためのアドバイザー派遣や新規開設に要する経費の助成，子ども食堂と応援企業等のマッチング事業による活動支援を行っています。 また，子ども食堂，支援企業・団体，社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりの支援や，食材等の受入れ，配達，保管等を地域で行うための拠点整備を支援しています。 子どもの居場所づくりを推進するため，学識経験者や教育・福祉の関係機関等による協議会を設置し，子どもの居場所づくりに関する情報交換や意見交換等を行うとともに，今年度実施している「こどもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ，フリースクール等に関する支援の在り方について検討します。	○	
2	137	第５章２（３）①ア	保育士の人材確保については引き続き基本施策の中に位置付けていただきありがたい。今後も実効性のある取り組みを期待したい。	いただいた御意見については，「２　安心して子育てができる社会づくり」「⑶　保育士等の人材確保」「①　保育士等の人材確保」に記載しています。(プランＰ140・Ｐ141) 保育士の人材確保については，保育士修学資金等の貸付や保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士への就職支援，保育人材支援等市町村交付金による市町村における取組支援などに取り組んでまいります。	○	
3	188	第５章４（４）②エ	不登校といった背景があり、社会にうまく馴染むことが難しい子どもたちの就職・就労支援を支える場・居場所づくりなどを一文でもいいから紹介してほしい。	いただいた御意見の趣旨を踏まえ，「第５章４－(8)－①不登校・引きこもり等の子ども・若者への支援」の具体的施策「職業的自立に向けた就労支援」に，「地域若者サポートステーションにおいて，学校卒業若しくは中途退学又は離職後，一定期間無業の状態にある者や働くことに悩みを抱えている者の職業的自立を支援」という文言（下線部分）を追記しました。(プランＰ212) 地域若者サポートステーションでは，働くことについて様々な悩みを抱えている15歳以上の若者の皆さんが就労に向かえるように支援しています。 子どもの居場所づくりについては，「第５章４－(5)－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりに記載しています。（プランＰ201～203）	○	○
7	197	第５章４（５） ①ア	こどもの居場所に、空き家等を活用して、小学校単位で、学生が自由に利用できる自習室（サテライト図書館）を開設してほしい。可能であれば、学習支援補助（学生バイト、シニアボランティア）も行ってほしい。	子どもの居場所づくりについては，「第５章４－(5)－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」（プランＰ201～203）に，また，生活困窮者世帯等の子どもに対する学習支援については，「第５章４－(4)－キ　地域における学習支援等」（プランＰ187）に記載しています。 いただいた御意見については，今後の取組の参考とさせていただきます。	○	
9	全体	全体	こども、子育て世代に直接届く政策が必要。 今までの政策は、間接的なものが多い。出生数、特殊出生率も何年も右肩下がり。 子育て世代の経済的負担を、所得制限関係無く減らす事が持続可能なまちづくりに最重要。間接的な政策は不要。直接届く政策を。	いただいた御意見については，「２　安心して子育てできる社会づくり」において具体的施策「新たな子ども・子育て支援施策の支援」の「推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村への支援」として各所に記載しています。（プランＰ122・Ｐ125・Ｐ127・Ｐ131・Ｐ144） 少子化を克服していくためには，結婚，妊娠・出産，子育てのライフステージごとの課題に対応した総合的な支援が必要であると考えており，令和６年度からライフステージにおける支援を大幅に拡充した総合的な支援に取り組んでいるところです。妊娠・出産支援，子育て支援，保育サービスの充実など，子育て支援施策の多くは，住民に身近な基礎自治体である市町村を中心に実施されております。 意欲はあるものの財政上の制約から新たな子育ての取組みや制度充実に踏み出せない市町村もあることから，県内の市町村の子ども・子育て支援策や，保育士確保に関する施策を後押しするための県の交付金を令和６年度に創設したところです。	○	

番号	素案のページ	項　目（第〇章１(1)等）	意見	対応	素案記載済	素案修正
10	197	第５章４（５） ①ア	こどもの居場所づくりに、廃校等を活用して室内遊び場を、中学校単位で作ってほしい。 冬は寒く、夏は温暖化で、外で遊ぶ機会が減っている。	いただいた御意見については，「４　子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり」「⑸子どもの居場所づくり」「①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」において，「新たな子ども・子育て支援施策への支援」として「推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村への支援」を追記しました。（プランＰ202） 　子どもの居場所づくりについて，「第５章４－⑸－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」に記載しています。（プランＰ201～203） 　県内各地域における子ども・若者への相談支援体制の拡充を図るため，子ども・若者への相談対応や居場所の運営に取り組むＮＰＯ等の民間団体の活動に要する経費の助成等を行っています。 　対象となる民間団体には，地方の空き家等を活用して，学習支援や体験活動，子ども食堂や相談支援を実施している団体が複数含まれています。 　市町村立学校の廃校等跡地につきましては，市町村において，各地域のニーズ等に応じた様々な形態，用途での活用に取り組んでいるところです。	○	○
12		奨学金の記載がない	奨学金返済による生活設計への影響が未婚化や少子化の一因になっているが、負担軽減については対応がされていない。晩婚化になっている理由も経済的な支援がない。独身課税などすれば、さらに悪化する。	いただいた御意見については，「２　安心して子育てができる社会づくり」「⑷子育て世代の経済的負担の軽減」「①子育てや教育に関する経済的負担の軽減」，「４　子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり」「⑷医療・食・教育で格差のない社会づくり」「①教育の支援」及び「④経済的支援」の具体的施策「高校生・大学生等に対する奨学金の貸与」の中で奨学金について記載しています。（プランＰ144，Ｐ185，Ｐ198） 今後も奨学金事業の実施により，経済的負担の軽減に努めてまいります。	○	
15	156	第５章３（３）①	インクルーシブ教育について 《現状と課題》に「障害の有無にかかわらず、すべての子どもが連続性のある多様な学びの場で、可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの推進を図る必要があります」とあることから、《施策目標》の高等学校における特別支援教育の推進として「特別支援教育支援員の配置」等、具体的施策を入れるべきだと考えます。	いただいた御意見を参考に，「第５章３－⑶－①特別支援教育の充実等」の具体的施策「高等学校における特別支援教育の推進」で「特別支援教育支援員」の配置について追記しました。（プランＰ160） 　高等学校における「特別支援教育支援員」の配置については，特別な支援が必要な生徒の在籍状況及び必要な支援の内容を把握する調査を行い，配置校を決定しているところであり，今後も適正配置に努めてまいります。		○
16	125	第５章２（２）②ウ	第三子以降の保育料の軽減について 　年の離れた第三子の出産を控えております。上の子どもたちと歳が離れての第三子を考えた理由としては、7歳・4歳になり子育てに少し余裕を持ててきたため夫と話し合い、妊娠しました。 　長男が小学校に入学してから校納金や学童の利用料などで出費は増えております。第三子出産後、保育園に入所する時にはすでに第二子は小学校へ入学しておりさらに出費が増えることになります。 　加えて第三子が保育園に入所した際は第一子としてカウントされるため保育料がかなりかかってしまうことに不安を感じております。 　保育所に入所している児を第一子とカウントせず年齢問わず第三子もしくは扶養している第三子などとしてカウントし経済的なご支援をいただきたくお願い申し上げます。 　非課税世帯や、ひとり親世帯への支援は充実しているように思えますが、共働き世帯への支援は薄く働き損ではないかと思うことも多々あります。 　つたない文章で申し訳ございませんが、どうかこの声が届き鹿児島市でよりよい子育てをしていけるよう、尽力いただけますと幸いです。	いただいた御意見の趣旨を踏まえ，「２　安心して子育てができる社会づくり」「⑵地域における子育ての支援」「②保育サービスの充実」の「ウ　子育て家庭の経済的負担の軽減」に「新たな子ども・子育て支援施策への支援」として記載しています。（プランＰ125） 　令和６年度新たに，保育料軽減など地域の実情に応じた新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村を支援する交付金を創設したところであり，既に，この交付金を活用し，３歳児未満の保育料を完全無償化した県内の自治体も出てきています。 　第三子以降の保育料の軽減について，国では御意見のような制度になっていることもあり，県としては，保育の完全無償化の早期実現について，全国知事会等を通じて国に要望してきております。また，県では，この国の軽減制度を拡充する独自の第三子以降の保育料を軽減する制度を設けておりますが，国と異なり満18歳未満の児童から第一子としてカウントしています。	○	
19			施策の意識啓発がどうしても必要であるなら，効果を数値化して示すべき，あいまいな成果報告はいらない。啓発活動の効果がはっきりしないまま続けるくらいなら，現に困っている子どもへの具体的支援に予算をあてるべき。	いただいた御意見については，今後の取組の参考にさせていただきます。 　現に困っている子どもへの具体的支援については「第５章４－⑶児童虐待防止対策の充実」（プランＰ179～182），「第５章４－⑸子どもの居場所づくり」（プランＰ201～203），「第５章４－⑻子ども・若者の社会的自立の支援」（プランＰ211～213）に記載しています。	○	
20			数値目標「子育てがしやすくなった」と感じる人の割合が31%とはやる気をうたがう。条件を問わずの子ども一時預かりや家事代行を増やすなど，充実しやすい施策を増やして欲しい。	数値目標の一つである「子育てがしやすくなったと感じる人の割合」については，「県子ども・子育て支援会議」における議論や，今回いただいた意見も踏まえ，目標値を50%に引き上げました。（プランＰ259） 　いただいた御意見については，今後の取組の参考にさせていただきます。		○
21	152	第５章３（１）③イ	「学校における働き方改革を推進します。」とあるが、もっと具体的に何をするか明記するべきだと考えます。	教員の働き方改革については「３　子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「⑴知・徳・体の調和のとれた教育の推進」「③いじめ問題等への対応」のイの具体的施策として「少人数指導，小学校における教科担任制の推進や，教職員定数等の確保，教員業務支援員やスクールロイヤーの活用などの支援スタッフの拡充，学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」について記載しています。（プランＰ154）	○	

番号	素案のページ	項　目（第〇章１(1)等）	意見	対応	素案記載済	素案修正
23	137	第５章２（３）①ア	保育士の人材確保について，処遇と労働環境の大幅な改善をしなければ確保は難しいと考える。具体的な改善策を書くべきではないか。	いただいた御意見については，「２　安心して子育てができる社会づくり」「⑶　保育士等の人材確保」「③　処遇改善を始めとする労働環境への配慮」に記載しています。（プランＰ142） 質の高い教育・保育を安定的に供給していくために，幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進するとともに，幼稚園や保育所等が長期間の就業を継続しやすく，働きがいのある職場を構築するための取組を進めてまいります。	○	
25			若年層をはじめとした全世代のビジネスケアラー支援を望みます。	仕事と介護の両立支援については，県内企業に対し，経済産業省が策定した「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」や，令和７年４月１日から施行される，改正「育児・介護休業法」の介護離職防止のための雇用環境整備等に関する改正内容等について，県の広報誌「労働かごしま」等で周知・啓発を図っています。 また，企業経営者等を対象に長時間労働縮減・休暇取得促進・同一労働同一賃金等に関するセミナーを開催するとともに，介護と仕事の両立支援等の働き方改革に取り組む県内企業を「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定し，県内企業における積極的な取組を促進しています。 これらの取組は，プランの「５　ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり」「⑴良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進」に記載しています。（プランＰ218・219） なお，国は令和６年６月に，「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において，ヤングケアラー支援の対象年齢を「こども期（18歳未満）に加え，進学や就職の選択など，自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが，状況等に応じて40歳未満の者も対象となり得る。」としています。 また，18歳以上のヤングケアラーの支援についても，子ども・若者総合相談センター等を18歳以上のヤングケアラーへの対応を中心的に行う主体とする，ヤングケアラー・コーディネーターを配置するなどが考えられるとしています。 県では，福祉，介護，医療，教育等の関係者向けの研修会，関係機関と支援団体等のつなぎ役となるヤングケアラー・コーディネーターの「かごしま子ども・若者総合相談センター」への配置，ヤングケアラーが気軽に悩みや経験などを共有できる場としてのオンラインサロンの設置・運営を実施し，こども期だけでなく，若者期も対象として，ヤングケアラーを切れ目なく支援する体制を構築しています。	○	
29	P161		自然豊かな鹿児島県。雄大な桜島と錦江湾。昨今の環境問題、SDGsへの取り組み、カーボンニュートラル2050、日本における有権者教育の遅れ、若者の投票離れ等々日本社会は問題山積みです。自然豊かな鹿児島ならではの環境問題啓発と、環境問題は政治課題であることの啓発をすることに意味があると思います。この鹿児島から学校現場や施設での環境保護政策の啓発活動、そして自然を守るための有権者教育を強く求めます。	いただいた御意見については，「３　子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「（5）郷土教育の推進」の具体的施策「多様で恵み豊かな環境の保全と活用の推進」に，自然保護思想の普及啓発のほか，生物多様性や世界自然遺産などの学習機会の提供等に取り組む旨を記載しました。（プランＰ165） 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては，県地球温暖化対策実行計画に基づき，学校等における環境学習の推進など，県民や事業者等における気運の醸成，理解の深化を図るとともに，県民や事業者，行政が連携・協力して，地球環境保全のための具体的な実践活動に自主的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進しています。 学校における環境教育は，学習指導要領に基づき，理科などの各教科や総合的な学習の時間等の中で，地域の実態を踏まえながら環境教育に関わる内容を学習しています。 また，主権者教育は,児童生徒が主権者として社会の中で自立し，他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や，地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を育もうとするものです。 高校においては，総合的な探究の時間などにおいて，地域に関わる問題等について，生徒自らが課題を設定し，解決に向けた探究活動を行っているところです。 小・中学校においては，社会科や家庭科，道徳等の学習指導要領で示された内容を中心に，教科相互の関連を図りながら指導の充実を図っているところです。 児童生徒が主権者として求められる力を身につけることができるよう，主権者教育の充実に向けて取り組んでまいります。		○
33	201	第５章４（７）①（家庭，学校，警察，関係業界及び地域の関係機関・団体等と地域住民の緊密な連携を図り，鹿児島県青少年保護育成条例等に基づき，有害図書等閲覧・視聴制限の徹底，カラオケ・コンビニ等への立入調査，インターネット上の青少年有害情報フィルタリングソフト及びフィルタリングサービス利用の普及啓発を行います。）	鹿児島県青少年保護育成条例において制限されているのは、青少年自身が有害図書の閲覧・視聴を行う行為ではなく、青少年に他人が有害図書を見せたり聞かせたりする行為であると理解している。 本プランの「有害図書等閲覧・視聴制限の徹底」との文言は、「有害図書等を青少年に見せ、聞かせる行為の制限の徹底」に改めるべきである。	いただいた御意見の内容を踏まえ，「青少年への販売や貸し付け等の禁止」等の文言を追記しました。（プランＰ206）		○
45	162	第５章３（６） 家庭教育について	家庭教育の充実として，「子どもを生み育てることの意義」「生み育てることの素晴らしさ」との記述がありますが，子どもを生むこと・育てることは本人の選択であったり，または，希望していても選択できなかったりすることだと思います。他の章では多様性を重要視していることからも，修文していただければと考えます。	いただいた御意見を参考に，御指摘のあった箇所については，「子どもの健やかな育ちの基盤」等の文言を用いて見直しを行いました。（プランＰ166）		○
49			絵本や童話，文学作品の音読の時間を確保してほしい。美術館で，作品を鑑賞するだけではなく，模写の時間を現場で確保して欲しい。	幼児教育については，「３　子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「⑷　幼児教育の充実」「①　幼児教育の質の確保及び向上」に記載しています。（プランＰ162・Ｐ163） 幼稚園教諭等に対する研修の充実などにより，幼児教育の質の確保及び向上を図ります。 小・中学校においては，学習指導要領に基づき，各学校や児童生徒の発達の段階に応じて，教科の特性に応じて音読や模写を含む様々な学習に取り組んでいるところです。 いただいた御意見は，今後の取組の参考にさせていただきます。	○	

番号	素案のページ	項　目（第〇章１(1)等）	意見	対応	素案記載済	素案修正
54			高齢者と子育て世帯。若者たちがつながる場への人材や資金援助をしてほしい。	いただいた御意見については，「３　子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「⑹家庭教育の充実」「②学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上」「イ地域の教育力の向上」の中の具体的施策として，地域の高齢者などとの世代間交流の機会の充実として記載しました。（プランＰ168） 　市町村が行う高齢者の社会参加，生きがいづくりなどに繋がる多世代との世代間交流の活性化に資する取組みを支援しています。 　また，「４－⑸－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」では，子ども食堂への支援について記載しています。（プランＰ202～203） 　県内の子ども食堂は，子どもからお年寄りまで，地域の多様な方たちが参加される「多世代交流拠点」として運営されているところが多く，子ども食堂は地域のつながりが希薄化する中，多世代交流や地域における居場所確保の機会を提供しています。 　子ども食堂のさらなる普及促進を図るために，子ども食堂の新規開設のきっかけづくりのためのアドバイザー派遣や新規開設に要する経費の助成，子ども食堂と応援企業等のマッチング事業による活動支援を行っています。 　子ども食堂，支援企業・団体，社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりの支援や，食材等の受入れ，配達，保管等を地域で行うための拠点整備を支援しています。（プランＰ202～Ｐ203）	○	○
55			こども食堂の支援はされていると思うので，フリースクール・宅食・食材配布など自分たちで運営されているところへ支援してほしい。	子ども食堂の支援については「４－⑸－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」の「ア　ＮＰＯ等の民間団体と連携した居場所づくりの促進」に，フリースクールについては「イ　フリースクール等に通う子どもたちへの支援」にそれぞれプランに記載しています。（プランＰ202～Ｐ203） 　県が支援している子ども食堂には，宅食や食材配布などを行っている団体も含まれています。	○	
57			子ども１人ひとりを伸ばす教育（学校，幼稚園ほか） 子どもたちの生育環境，拠点での子どもたちにかかわる人材を増やして欲しい。 先生方が余裕を持ち，子どもに接して欲しい（勤務時間の短縮），先生の資質（人間力向上）	いただいた御意見については，「３　子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「⑷　幼児教育の充実」「①　幼児教育の質の確保及び向上」に記載しています。（プランＰ162・Ｐ163） 　幼稚園教諭等に対する研修の充実などにより，幼児教育の質の確保及び向上を図ります。 　保育士等の人材確保については，「２　安心して子育てができる社会づくり」「⑶　保育士等の人材確保」「①　保育士等の人材確保」に記載しています。（プランＰ140・P141） 　保育士修学資金等の貸付などによる保育士確保に向けた取組のほか，地域における子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方に対する子育て支援員研修や，放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員を養成するための研修を実施します。 　職場環境等の整備等については，「２　安心して子育てができる社会づくり」「⑶　保育士等の人材確保」「③　処遇改善を始めとする労働環境への配慮」に記載しています。（プランP142） 　質の高い教育・保育を安定的に供給していくために，幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進するとともに，幼稚園や保育所等が長期間の就業を継続しやすく，働きがいのある職場を構築するための取組を進めてまいります。 　教員の働き方については，「３　子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「⑴知・徳・体の調和のとれた教育の推進」「③いじめ問題等への対応」「イ　子どもの教育の充実のための学校における働き方改革の推進」」の中で記載しています。（プランP154） 　教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保できるよう，学校における働き方改革を推進してまいります。 　また，教職員の資質向上については，教職経験に応じて身に付けるべき資質・能力を明確化した「かごしま県教員等育成指標」や，本県における研修の在り方等を示した「かごしま県教員等研修計画」を基に，現在の教員に求められる資質を身につけられるよう，様々な研修を実施しているところです。	○	
71		結婚	若年層が進学等で流出しても仕事がない・収入が低い為，Ｕターンせず他県で就職し人口減少となってしまう。	いただいた御意見については，「３　子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「⑺次世代をリードする人材の育成」「①創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援」の「エ　地域づくりで活躍する若者の支援」の具体的施策「若年者等に対する就職支援」の中で，県内就職に向けた支援に関する取組を記載しています。（プランP172） 　生産性と付加価値の向上等による企業の稼ぐ力の向上や，価格転嫁の円滑化等に取り組むことにより，賃上げに結びつくような事業環境の整備も図っています。	○	
72		妊娠・出産	子育ては大変というイメージが強く，鹿児島は特に男性の家事育児参加が少ない 育児教室（両親学級）の父親参加率を上げる	本プランの策定に当たり，「５　ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり」「⑵仕事と子育ての両立のための環境整備の促進」の②に，今回新たに「共働き・共育ての推進，男性の家事・子育てへの主体的な参画促進」という施策目標を位置づけ，４つの具体的施策を盛り込んでいます。（プランＰ221・Ｐ222） 　両親学級等については，「１　結婚，妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり」「⑵健やかな妊娠・出産への支援」「②産前産後の支援の充実と体制強化」等に記載しています。（プランＰ108） 　妊婦と父親になる男性が共に，産前・産後の女性の心身の変化を含めた妊娠・出産への理解を深め，共に子育てに取り組めるよう，市町村と連携して取組を推進します。 　いただいた御意見については，今後の取組の参考にさせていただきます。	○	
73		育児　第７章４・８	保育所・児童クラブ　待機児童数ゼロ 民間の保育園等も活用して安心して働ける環境を作ってほしい 児童クラブは６年生まで希望者は通えるように	保育所の待機児童解消については，「２　安心して子育てができる社会づくり」「⑵　地域における子育ての支援」「②　保育サービスの充実」に記載しています。（プランＰ123～126） 　必要とされる保育の量の確保を図り，子どもにとっての快適な保育環境を提供するため，保育所・認定こども園等の整備促進による待機児童の解消や保育の質の向上のための環境整備などにより，充実した保育基盤づくりに努めます。 　放課後児童クラブの施設整備については，「２　安心して子育てができる社会づくり」「⑵　地域における子育ての支援」「③　放課後児童対策の促進」に記載しています。（プランＰ126～127） 　実施主体である市町村に対し，放課後児童クラブの施設整備の補助を行うことにより，放課後児童の受け皿整備に努めます。 　いただいた御意見については，今後の取組の参考にさせていただきます。	○	

番号	素案のページ	項　目（第〇章１(1)等）	意見	対応	素案記載済	素案修正
74		ファミリー・サポート・センター　第７章９	子育て世帯が互いに利用しあえるように周知し，会員をどんどん増やし気軽に利用出来るように	「２－(1)－②地域における人材育成」，「２－(2)－②保育サービスの充実」で，具体的施策「ファミリー・サポート・センターの設置促進」について記載しています。（プランP120・P124） 子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センターについては，本プランに沿って設置を促進してまいります。 いただいた御意見については，今後の取組の参考にさせていただきます。	○	
75		ワークライフバランス第７章11	中学生以下の子育て世帯　単身赴任や残業をしないように子供の状況に応じリモートワーク出来るように（男女共に）	リモートワークを含む働き方改革については，次期プランの第５章　施策の方向５　基本施策（１）「良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進」に記載しています。（プランP218・P219） 企業経営者等を対象に長時間労働縮減・休暇取得促進・同一労働同一賃金等に関するセミナーを開催するとともに，家庭と仕事の両立支援等の働き方改革に取り組む県内企業を「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定し，県内企業における積極的な取組を促進しています。 また，職場環境整備を推進するためのＷｅｂセミナーの開催により，県内企業におけるテレワーク等の多様な働き方に関する積極的な取組を促進しています。 いただいた御意見は，今後の取組の参考にさせていただきます。	○	
78		子育て世帯の経済的負担の軽減	県内の子どもを遊ばせることが出来る施設の無料化　雨や灰の日に行く所がない	いただいた御意見も踏まえ，第５章「２　安心して子育てができる社会づくり」「(2)地域における子育ての支援」「⑥多様な学びや体験，活躍できる機会づくり」「ア　遊びや体験活動の推進」に具体的施策「子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進」を追加しました。（プランＰ132） 県では，現在，「県文化芸術推進基本計画」において上記施策を掲げ，この中で県文化施設における１８歳以下の子どもの土・日・祝日の入館料の無料化や子ども向けの体験講座，また，宝山ホールやみやまコンセールの自主事業における子どもの無料招待，親子で楽しめる無料コンサートをはじめ，様々な取組を通じて子どもや親子が文化芸術に触れられる環境づくりに努めているところです。 また，県立博物館本館については，無料で利用できます。（有料である別館のプラネタリウム使用料については，土日祝日における県内の小・中・高・特支の児童・生徒等は無料としています。） また，上野原縄文の森は，土日祝日における県内の小・中・高・特支の児童・生徒等の入館料は無料としています。		○
80		ワークライフバランス	19日の育児の日全く知りませんでした 周知し母親がほとんどやっている事を父親や他の方にやってもらえる日にしてほしいと思いますす。	男性の家事・育児への参画促進については，本プランの「５　ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり」「(2)仕事と子育ての両立のための環境整備の促進」の「②共働き・共育ての推進，男性の家事・子育てへの主体的な参画促進」における社会全体で子育てを応援する機運醸成に係る具体的施策として取り組んでまいります。（プランＰ221・Ｐ222） いただいた御意見は，今後の取組の参考にさせていただきます。	○	
90	104	第４章　３ 推進体制 （２）（３）	県民との協働・市町村との連携がとても大切だと思います。官民一体となって、「こどもまんなか社会」を実現していただきたいと思います。	いただいた御意見を踏まえ，「第４章　計画の基本理念と推進体制」の「３　推進体制」に記載した「県民との協働」，「市町村との連携」に留意しながら，各種施策を推進してまいります。（プランＰ104）	○	
92	123	第５章 ２（２） ①ア	地域の子どもたちのために活動している育児サークル・ボランティア団体などへの助成もしていただけたら、もっと活動・支援の輪が広がると思います。	いただいた御意見の趣旨を踏まえ，「２　安心して子育てができる社会づくり」「(2)地域における子育ての支援」「①地域における子育て支援サービスの充実」において，「新たな子ども・子育て支援施策への支援」として「推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村への支援」を追記しました。 いただいた御意見は，今後の取組の参考にさせていただきます。（プランＰ122）		○
94	127	第５章２（２）③ア	放課後児童クラブは放課後だけではなく、日中も開所し、フリースクールも担い、不登校児童も受け入れられるような体制を各小学校区に作っていただきたいと思います。	フリースクールを含む子どもの居場所づくりについては，「第５章４－(5)－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」に記載しています。（プランＰ202～203） 放課後児童クラブは社会福祉法に基づき，保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に，授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して遊びや生活の場を与えているものです。 いただいた御意見は，今後の取組の参考にさせていただきます。	○	
95	130,132	第５章２（２） ⑤　ア ⑥　ア	こども・若者たちが安心して過ごせる居場所・あそび場所を各地に作り、こども・若者とつながり、サポート・ケアができる「こどもまんなか社会」を作っていただきたいと思います。	いただいた御意見の趣旨を踏まえ，「２　安心して子育てができる社会づくり」「(2)地域における子育ての支援」「⑥多様な学びや体験，活躍できる機会づくり」において，「新たな子ども・子育て支援施策への支援」として「推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村への支援」を追記しました。（プランP131） 不登校や引きこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援については，「第５章４－(8)－①不登校・引きこもり等の子ども・若者への支援」に，フリースクール・子ども食堂を含む子どもの居場所づくりについては，「第５章４－(5)－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」に記載しています。（プランP202～203，Ｐ211） いただいた御意見は，今後の取組の参考にさせていただきます。	○	○
97	131	第５章２（２） ⑥　ア	農業体験だけではなく、林業・漁業の体験もぜひ取り入れていただきたいと思います。	いただいた御意見を踏まえ，「第５章２－(2)－⑥多様な学びや体験・活躍できる機会づくり」に具体的施策「森林・林業の体験活動の促進」，「森林とのふれあいの場の提供」及び「漁業の体験活動の促進」を記載しました。（プランP132）		○
98	137	第５章 ２（３） ①ア	勤務している保育士が継続して働きたいと思える職場環境・賃金・サポート体制が必要だと思います。保育士1人への負担が大きいので、副担任制の導入・賃金アップ・研修会の充実・魅力ある福利厚生などをしていただきたいと思います。	保育士の勤務環境については，「２　安心して子育てができる社会づくり」「⑶　保育士等の人材確保」「③　処遇改善を始めとする労働環境への配慮」に記載しています。（プランP142） 質の高い教育・保育を安定的に供給していくために，幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進するとともに，幼稚園や保育所等が長期間の就業を継続しやすく，働きがいのある職場を構築するための取組を進めてまいります。 いただいた御意見は，今後の取組の参考にさせていただきます。	○	

番号	素案のページ	項　目（第〇章１(1)等）	意見	対応	素案記載済	素案修正
105	106	第５章１（１）③ア	学校内外限らず、「いのちの安全教育」に沿った指導の推進を行って頂きたく思います。 一部で「包括的性教育」を推される向きもあると側聞しますが、同教育については未だその定義が定まっておらず、国会でも議論をされている渦中にあり、市民の理解を得ている状況ではないことから、拙速な採用には反対いたします。	幼児教育については，「３　子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「⑷　幼児教育の充実」「①　幼児教育の質の確保及び向上」に記載しています。（プランＰ162・Ｐ163） 幼稚園教諭等に対する研修の充実などにより，幼児教育の質の確保及び向上を図ります。 いのちの安全教育については，文科省からの教材等について活用するよう，市町村教育委員会，県立学校に周知しているところです。 また，学校における性教育については，児童生徒の発達の段階に応じて，学習指導要領に基づく性に関する指導を行っています。 いただいた御意見は，今後の取組の参考にさせていただきます。	○	
106	107	第５章１（２）	学校内外限らず、「いのちの安全教育」に沿った指導の推進を行って頂きたく思います。 一部で「包括的性教育」を推される向きもあると側聞しますが、同教育については未だその定義が定まっておらず、国会でも議論をされている渦中にあり、市民の理解を得ている状況ではないことから、拙速な採用には反対いたします。	幼児教育については，「３　子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「⑷　幼児教育の充実」「①　幼児教育の質の確保及び向上」に記載しています。（プランＰ162・Ｐ163） 幼稚園教諭等に対する研修の充実などにより，幼児教育の質の確保及び向上を図ります。 いのちの安全教育については，文科省からの教材等について活用するよう，市町村教育委員会，県立学校に周知しているところです。 また，学校における性教育については，児童生徒の発達の段階に応じて，学習指導要領に基づく性に関する指導を行っています。 いただいた御意見は，今後の取組の参考にさせていただきます。	○	
108	151	第５章３（１）③ア	いじめ・不登校・問題行動等について、連携先として「警察」を明記されてはいかがでしょう？ 文科省では重大事態、あるいはその疑いがある事象に当たっては必ず警察と連携するよう通知しています。 参考）文科省　いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂版） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm	子どもに係る電話相談事業として記載されている「少年サポートセンター」とは、警察の相談機関であることから，敢えて「警察」を明記する必要はないと考えますが，「少年サポートセンター」が警察の機関であることが分かりにくいというご意見であることに鑑み，担当課等を「人身安全・少年課少年サポートセンター」と修正しました。（プランＰ154） 生徒指導上の諸課題への対応に際して，学校及び教育委員会は，必要に応じて警察や児童相談所，市町村の福祉・保健部局等，複数の関係機関と連携して対処しており，その旨を記載したところです。（プランＰ154） 県教委においては，引き続き学校と関係機関との平時からの連携が図られるよう周知してまいります。		○

番号	素案のページ	項　目（第〇章１(1)等）	意見	対応	素案記載済	素案修正
110	203	第５章４（７）③ア	学校内外限らず、「いのちの安全教育」に沿った指導の推進を行って頂きたく思います。 　一部で「包括的性教育」を推される向きもあると側聞しますが、同教育については未だその定義が定まっておらず、国会でも議論をされている渦中にあり、市民の理解を得ている状況ではないことから、拙速な採用には反対いたします。	幼児教育については，「３　子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「⑷　幼児教育の充実」「①　幼児教育の質の確保及び向上」に記載しています。（プランＰ162・Ｐ163） 幼稚園教諭等に対する研修の充実などにより，幼児教育の質の確保及び向上を図ります。 いのちの安全教育については，文科省からの教材等について活用するよう，市町村教育委員会，県立学校に周知しているところです。また，学校における性教育については，児童生徒の発達の段階に応じて，学習指導要領に基づく性に関する指導を行っています。 いただいた御意見は，今後の取組の参考にさせていただきます。	○	
117	207	第５章４（８）	年々増加する不登校の児童生徒への対応は学校だけでは解決できない問題となりつつあります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充や行政機関や民間施設の積極的活用などの施策がさらに充実するような具体的施策の概要が必要だと考えます。	不登校や引きこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援については，「第５章４－(8)－①不登校・引きこもり等の子ども・若者への支援」に，フリースクール・子ども食堂を含む子どもの居場所づくりについては，「第５章４－(5)－①子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」に記載しています。（プランＰ202～203，Ｐ211） 不登校児童生徒への支援について，県教委においては，本年度のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの年間総派遣回数を増やすなど，教育相談体制の更なる充実を図っております。引き続きスクールカウンセラー等の派遣回数の拡充に努め，教育相談体制の更なる充実を図ってまいります。 また，教育支援センターやフリースクール等を利用する児童生徒がいる場合，学校は学習内容の把握や出席の取扱い等について連携を図っております。 引き続き，義務教育段階の教育機会の確保の観点から，適切な連携が図られるよう、学校や市町村教育委員会に対する指導・助言を継続してまいります。 いただいた御意見は，今後の取組の参考にさせていただきます。	○	
120		その他	鹿児島子ども未来プランは，子どもの権利条約に基づいたものであってほしいと思います。その点で，まず，子どものための施策を基本理念に置いてほしいです。 乳幼児からの演劇鑑賞体験の推進を願います。特にベビーシアターは演者が観客に関わりを持ちながら上演されます。親子の触れ合い，この時期に必要な感覚器官への刺激で発達を促すほか，早期からデジタルツールに触れることを防ぐ効果もあります。その他，演劇は鑑賞も演じる体験もいじめ対策，コミュニケーションアップなど様々な効果が言われていますので，演劇教育が広がることを希望します。 素案全文を読みやすい公民館などに置いてください。	かごしま子ども未来プランの基本理念，基本目標については，本プランの上位計画である「かごしま未来創造ビジョン」やこども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の考え方を念頭に，学識経験者，子どもの保護者，子ども・子育て支援事業の従事者等で構成される「県子ども・子育て支援会議」の議論を経て決定したところです。 県としては，この基本理念，基本目標のもと，本プランに盛り込む様々な子ども・子育て関連施策を推進してまいりたいと考えています。 なお，策定したプランについては，冊子を県地域振興局・支庁や市町村に複数部数配布する予定であるほか，県ホームページでも公開するなど，広く県民が閲覧できるよう工夫してまいります。 乳幼児からの演劇鑑賞体験の推進については，いただいた御意見の趣旨を踏まえ，第５章「２　安心して子育てができる社会づくり」「⑵地域における子育ての支援」「⑥多様な学びや体験，活躍できる機会づくり」「ア　遊びや体験活動の推進」に「子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進」を追加しました。（プランＰ132） 県では，現在，「県文化芸術推進基本計画」において上記施策を掲げ，この中で子ども向けの鑑賞事業に対する助成や宝山ホールやみやまコンセールの自主事業における親子で楽しめる無料コンサートをはじめ，様々な取組を通じて子どもや親子が文化芸術に触れられる環境づくりに努めているところです。 いただいた御意見については，今後の取組の参考にさせていただきます。		○
121	112	第５章１（２）④	乳幼児の健康支援の具体的施策の概要に市町村と連携し，ＩＣＴ機器の早期利用での弊害についての周知を加えてください。	ＩＣＴ機器の早期利用での弊害については，具体的施策「乳幼児の健康支援」の具体的施策の概要「乳幼児健診等における，成長発達に応じた食生活や運動，睡眠などの生活習慣を獲得するための保健指導の充実支援」，「市町村と連携し，健診等における子どもの成長発達過程に応じた子育てに関する知識の情報提供」に包含した内容となっております。（プランＰ112） 乳幼児のＩＣＴ機器（情報通信技術機器）に使用については，近年，視力や睡眠に影響を与えることが懸念されており，現在，母子健康手帳の各年齢ごとの保護者記録欄にテレビやスマートフォンの視聴状況の項目を設けたり，乳幼児健診等において，子どもの成長発達過程に応じた生活習慣や子育てに関する保健指導等を実施しているところです。今後とも，市町村と連携し，適切な情報提供を行い，保護者の振り返りや気づきにつなげるよう取り組んでまいります。	○	
122	119	第５章２（１）①	具体的施策として無料または，定額で観劇できるような親子観劇券を付け加えてください。	いただいた御意見の趣旨を踏まえ，第５章「２　安心して子育てができる社会づくり」「⑵地域における子育ての支援」「⑥多様な学びや体験，活躍できる機会づくり」「ア　遊びや体験活動の推進」に「子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進」を追加しました。（プランＰ132） 県では，現在，「県文化芸術推進基本計画」において上記施策を掲げ，この中で県文化施設における１８歳以下の子どもの土・日・祝日の入館料の無料化や，宝山ホールやみやまコンセールの自主事業における子どもの無料招待，親子で楽しめる無料コンサートをはじめ，様々な取組を通じて子どもや親子が文化芸術に触れられる環境づくりに努めているところです。 いただいた御意見については，今後の取組の参考にさせていただきます。		○
132	167	第５章３（７）①ウ	情報通信技術の進化に適応することについては，否定できない現代の進歩状況です。しかし，国のＧＩＧＡスクール構想に基づいて施策を進めていくのには多くの疑問と不安があります。そこで，３点提案します。 ①小学校低学年以下の子ども達には使用の禁止 ②ＩＣＴ機器使用による教育での教育効果の研究 　ＩＣＴ教育については，今日様々な国で見直しがおきています。モバイルデバイスの学校での使用禁止も広がっています。その理由として，「授業への集中，対面での交わり，健康，心理的，社会的に悪影響，依存性，中毒性」が挙げられています。鹿児島県では，使用率をあげる数値目標が出ていますが，国の方針に基づき，このままＩＣＴ教育を進めるのが本当によいのか，教育立県として，独自に研究を進めてほしいと切に願います。子ども達は，今人体実験をされているに等しいのではないのでしょうか。 ③子ども達へのＩＣＴ機器の使用についての危険性への啓蒙 　今指導されているのは，有害情報に触れないための対策としての指導です。親が，フィルタリングするなどの対策で，脳や全人格的な発達にどのような影響があるかは，知らされていません。親も知らない人が多いです。幼稚園，保育園，学校では徹底して長期利用の危険性など徹底して情報を与えるべきです。	幼児教育・保育については，「３　子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「⑷　幼児教育の充実」「①　幼児教育の質の確保及び向上」に記載しています。（プランＰ162・Ｐ163） 情報リテラシーに関する啓発については，幼稚園等に対し，総務省が作成したＩＣＴ活用リテラシー向上に資するウェブサイトの公開について周知するなど，幼稚園等が保護者層へ適切に啓蒙できるよう情報の共有に努めています。 今後とも質の高い幼児教育・保育の推進に向けて情報共有の促進を図ります。 学校の授業におけるＩＣＴの活用は，情報化が加速度的に進む中で，Society5.0 時代を担う児童生徒に対して「情報活用能力」を育み「使われるのではなく，使いこなせるようになる」必要があることや，多様化が進む子供たちへの個別最適な学びを実現する必要があることなど，多くの教育課題に対して極めて大きな役割を果たし得るものと考え，学校における教育の情報化を進めております。 ネット上で起きる問題は現実の関係の中で潜在的に存在するものであり，その解消も図っているところですが，ネット上でのマナーやプライバシーの重要性を教えたり，デジタル社会における様々なリスクやトラブルを回避し、一人一人が適切で責任ある行動規範を身に付けていくことなどのデジタルリテラシーの育成も，学校においては行われているところです。 また，健康面等への配慮については、適切な使用時間の管理と休憩の取り方について，文部科学省の「児童生徒の健康に留意してＩＣＴを活用するためのガイドブック」や県総合教育センターが作成した教材を各学校に周知し，学校での取組や児童生徒，家庭への啓発に活用できるようにしております。 保護者等に対しては，児童生徒や保護者を対象に「インターネット利用等に関する調査」を実施し，結果と併せて，教育委員会や学校，保護者が必要な取組について，ホームページに公表しております。 さらに，県政出前セミナーにおいて，子供のインターネット利用について，希望した保護者やＰＴＡを対象にした講座を実施し，「家庭内ルールの設定」や「フィルタリング」の重要性について啓発を行っております。 今後も学校への情報提供や家庭に向けた啓発に努めてまいります。 いただいた御意見については，今後の取組の参考にさせていただきます。	○	

番号	素案のページ	項　目（第〇章１(1)等）	意見	対応	素案記載済	素案修正
133	168	第５章３（７）①オ	なぜ，スポーツだけに触れられているのか，はなはだ疑問です。次世代競技者の育成だけでなく，文化団体，個人の育成も入れてください。	いただいたご意見を踏まえ，第５章「３　子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(7)次世代をリードする人材の育成」「オ　国際的に活躍する次世代競技者の育成」の次項に「カ　文化芸術に係る人材の育成」を追加し，現在，「県文化芸術推進基本計画」において取り組んでいる施策を記載しました。（プランP169・P173）		○
134	170	第５章４（１）	現状及び課題について意見表明等の支援について述べられていますが，すべての子ども達が自分に係る事について意見表明できる環境が必要です。 ①権利に関する普及啓発 子ども福祉課や児童相談所の社会的養護に係る子ども達を対象としたもの，あるいは，相談機関などになっています。子ども達が多くを過ごす，保育園，幼稚園，学校での子ども達・先生方への普及啓蒙を入れて下さい。公民館等への普及啓発を入れてください。	幼児教育・保育における子どもの権利については，「３　子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(4)　幼児教育の充実」「①　幼児教育の質の確保及び向上」に記載しています。（プランP162・P163） 幼稚園教諭等を対象とした研修項目に「幼稚園における人権教育」を取り入れ，教諭等の知識を深めています。 今後とも質の高い幼児教育・保育の推進に向けて幼稚園教諭等の資質向上に係る研修の充実を図ります。 「児童の権利に関する条約」等に掲げられている児童生徒の意見の尊重については，「４　子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり」「(1)子ども・若者の権利の尊重」「①子ども・若者の権利に関する普及啓発」の「イ　学校教育における人権教育の推進」に記載してありますように，今後とも，児童生徒及び教職員の理解促進を図ってまいります。（プランP176） また，公民館等への普及啓発については，「４　子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり」「(1)子ども・若者の権利の尊重」「①子ども・若者が権利に関する普及啓発」の「人権に関する啓発活動の推進」において，「あらゆる機会と媒体を活用とした啓発活動の推進」の記載に包含されていることから修正は行わないこととします。（プランP176） いただいた御意見は，今後の取組の参考にさせていただきます。	○	
135	171	第５章４(1)①イ	生徒指導アドバイザーではなく，子どもの権利アドバイザーに名前を変えて下さい。そして，高校だけでなく，すべての関係機関に派遣できるようにしてください。人権教育の充実について，同和教育がその中心を担うために，各教育機関をはじめ，関係所管にどのように働きかけるのか具体的な施策が欲しいです。	いただいた御意見の趣旨を踏まえ，生徒指導アドバイザーについて，希望する小中学校等や特別支援学校，教育事務所に教育・心理・福祉等の専門家を講師として派遣し，いじめや不登校など生徒指導に係る対応について，教職員等に研修を行ったり，指導助言を行ったりする事業であるので，その趣旨に沿うよう具体的施策の概要を記載しました。（プランP176） なお，同和教育をはじめとする人権教育の充実については，「３　子どもの夢や希望を実現する環境づくり」「(1)知・徳・体の調和のとれた教育の推進」「①子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」「イ　道徳教育，人権教育の充実」に記載してありますように，学校，家庭，地域において，推進を図ってまいります。（プランP152）	○	
136	179	第５章４（４）	医療・食・教育で格差のない社会づくりの文に，体験も入れてください。現状及び課題の中では，様々な学びや体験活動等の機会を得ることを通じて，自己肯定感や自己有用感を高めという文章が出てきます。今日，体験格差の問題も言われています。貧困の問題が体験の格差と繋がっているのです。ＩＴ化が進む中，体験は，ますます大切になってきます。基本施策として体験も入れてください。	第５章４－(4)の現状及び課題に記載している様々な学びや体験活動等の機会を得ることについては，「第５章４－(4)－①－ク　その他の教育支援」において，多様な体験活動の機会の提供の具体的施策を記載しています。（プランP188）	○	
138	211	第５章４（９）①ウ	子どもの権利擁護体制構築については，すべての子どもを対象に行われるべきです。施策の概要や担当課を広げてください。オンブズマン制度の導入を進めてください。	プランにおける「４　子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり」「(1)子ども・若者の権利の尊重」「①子ども・若者の権利に関する普及啓発」において，子どもの権利の侵害に係る相談救済機関について，現在の相談機関等の運用状況や，他県や県内市町村の状況等を踏まえた上でその必要性を検討する旨の文言を追記します。（プランP175）		○
					35	17